

議案第77号

佐野市消防団条例の改正について

佐野市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和元年9月6日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市消防団条例の一部を改正する条例

佐野市消防団条例（平成17年佐野市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とする。

第8条第2号中「第5条各号（第3号を除く。）のいずれか」を「第5条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

消防団員の欠格事項を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第77号参考資料

佐野市消防団条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(欠格事項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 第9条の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(失職)</p> <p>第8条 団員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を失う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第5条各号(第3号を除く。)</u>のいずれかに該当するに至った場合</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 第9条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(失職)</p> <p>第8条 団員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を失う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第5条第1号</u>に該当するに至った場合</p>